

I H I 粉飾決算被害事件民事判決に対する弁護士声明

平成26年11月27日

I H I 粉飾決算被害株主弁護士
代表 弁護士 大川原 栄

本日、東京地方裁判所民事第31部は、原告192名の被告株式会社I H Iに対する損害賠償請求事件について、原告の請求の一部を認容する判決を言い渡しました。

被告株式会社I H Iは、平成19年9月28日に、平成18年度（第190期）半期報告書及び有価証券報告書において虚偽記載（粉飾決算）をした旨を自ら公表し、金融庁による約16億円の課徴金納付命令に応じてこれを納付しました。ところが、被告I H Iは、粉飾決算後に市場でI H I株式を取得した株主が損害を被ったとして提起した本件訴訟においては、一転して、有価証券虚報告書等偽記載（粉飾決算）の事実を否定する主張を展開しました。これに対し本判決は、被告I H Iの主張を排斥して有価証券報告書等の虚偽記載（粉飾決算）を認定し、被告I H Iの違法行為を金融庁に続き再び断罪しました。本件においては、関係者が逮捕され刑事裁判に付されるなどの経緯がなく、粉飾決算に至る内部の詳細な経緯が明らかになっていない事案でしたが、それにもかかわらず本判決は、被告I H I内部における調査結果や、証券取引等監視委員会の作成にかかる検査報告書によって認定されている事実を踏まえ、さらに被告I H Iが金融庁長官による課徴金納付命令を自認して多額の課徴金を納付している事実を踏まえ、被告I H Iの虚偽記載を認定したものであって、画期的な判断として高く評価できるものです。

しかしながら他方で、本判決は、原告がI H I株式を取得した市場（流通市場か発行市場か）、取得した時期（平成19年3月期有価証券報告書開示日の前か後か）、によって、原告の損害のうち5割あるいはそれ以上を減額する、という極めて厳しい判断を下しました。減額の最大の理由は、被告I H Iが本件虚偽記載の公表とともに行った業績予想の下方修正によって生じた株価の下落は本件虚偽記載と無関係であり、その下落分は金商法21条の2第2項によって推定される損害額の5割に当たる、としている点です。しかし、被告I H Iによる業績予想の下方修正は本件虚偽記載の公表と不可分に関連しており、両者を截然と区別することは全く不合理です。また仮に業績予想の下方修正による一定程度の減額が回避し得ないとしても、その金額を損害額の実に5割と評価したことは極めて不当と言わざるを得ません。

そのほか、本判決における損害額の認定とその根拠には多くの問題があり、弁護士としては到底容認することはできません。

弁護士は今後、控訴手続を執ることとなります。また、被告I H Iが本判決を不服として控訴することも予測されます。

当弁護士は、控訴審においてさらに原告らの被害救済を図るべく、今後も一層の努力をしていきたいと考えています。

以上